

平成**27年9月**から登録開始

施設・事業所でのお客様へのサービス向上!イメージアップに!

禁煙に取り組む施設・事業所の登録制度をスタートします!

「受動喫煙防止宣言施設」登録制度がスタート!

お客様や従業員の健康と環境に配慮し、“禁煙”に取り組む施設・事業所の登録制度を平成27年9月から新たにスタートします!宣言(登録)いただいた施設・事業所には、登録書を交付するほか、施設・事業所名をホームページなどで公表します。

宮城県民の健康づくり推進に向け、施設や事業所の皆様のご参加を是非お待ちしております!!

登録制度とは

お客様や従業員の健康に配慮し、施設・事業所の敷地内または建物内の禁煙に取り組んでいる施設や事業所に「受動喫煙防止宣言施設」の宣言をしていただき、登録を行う制度です。

登録いただくには

一定の基準を満たした施設や事業所等を「受動喫煙防止宣言施設」として登録します。
詳しくは次ページ以降をご覧ください!

登録をするメリットは…

- 禁煙を宣言した施設・事業所に「登録書」を交付します!
 - あわせて入口等に掲示できる「ステッカー」を配付します!
 - 宣言いただいた施設、事業所の情報は「宮城県」「仙台市」「協会けんぽ宮城支部」のホームページで公開します!
- 「登録書」や「ステッカー」を目立つ所へ掲示することで、健康に配慮している施設や事業所としての、企業のイメージアップに繋がります!

受動喫煙防止宣言施設



ステッカー
見本

◆登録の基準について

以下の 1 または 2 の要件に該当している施設・事業所

1 『敷地内禁煙』に取り組み、以下の3つの要件を全て満たしていること

- ① “建物内” 及び “敷地内” を終日禁煙にしていること
- ② “敷地内” が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること
- ③ “建物内” 及び “敷地内” に灰皿を設置していないこと

2 『建物内禁煙』に取り組み、以下の3つの要件を全て満たしていること

(注：テナント等に入居している場合は、“建物”を“管理区分”に置き換えます。)

- ① “建物内” を終日禁煙にしていること
- ② “建物内” が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること
- ③ “建物内” 及び “建物” の出入口付近^{*}に灰皿を設置していないこと

^{*}屋外に灰皿を設置する場合には、建物の出入口から7m以上離れたところに設置していることが望ましいとされています。

◆『敷地内禁煙』、『建物内禁煙』のイメージ

※宮城県受動喫煙防止ガイドラインより一部抜粋



◆登録可能な施設・事業所について

主に、一般の事業所（事務所）のほか、以下の施設などが対象となります。



対象となる施設・事業所（下記、“対象とならない施設”を除き、ほとんどの業態で申請が可能です。）

事業所（事務所）、飲食店、ホテル・旅館、体育館、屋外競技場、劇場、観覧場、娯楽施設、集会場、展示場、美術館、博物館、百貨店、商店、金融機関、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル など

注）対象とならない施設・事業所（すでにほとんどの施設で敷地内または建物内禁煙となっているため）

官公庁施設、学校、児童福祉施設、医療機関、公共交通機関

宮城県と仙台市では県民の健康づくりの観点から、社会全体で受動喫煙防止の環境づくりに取り組んでいくことなどを目的としたガイドラインを策定しており、本登録制度の基準にもなっております。詳しくは宮城県、仙台市のホームページをご覧ください。

参考資料

宮城県受動喫煙防止ガイドライン

検索

仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン

検索

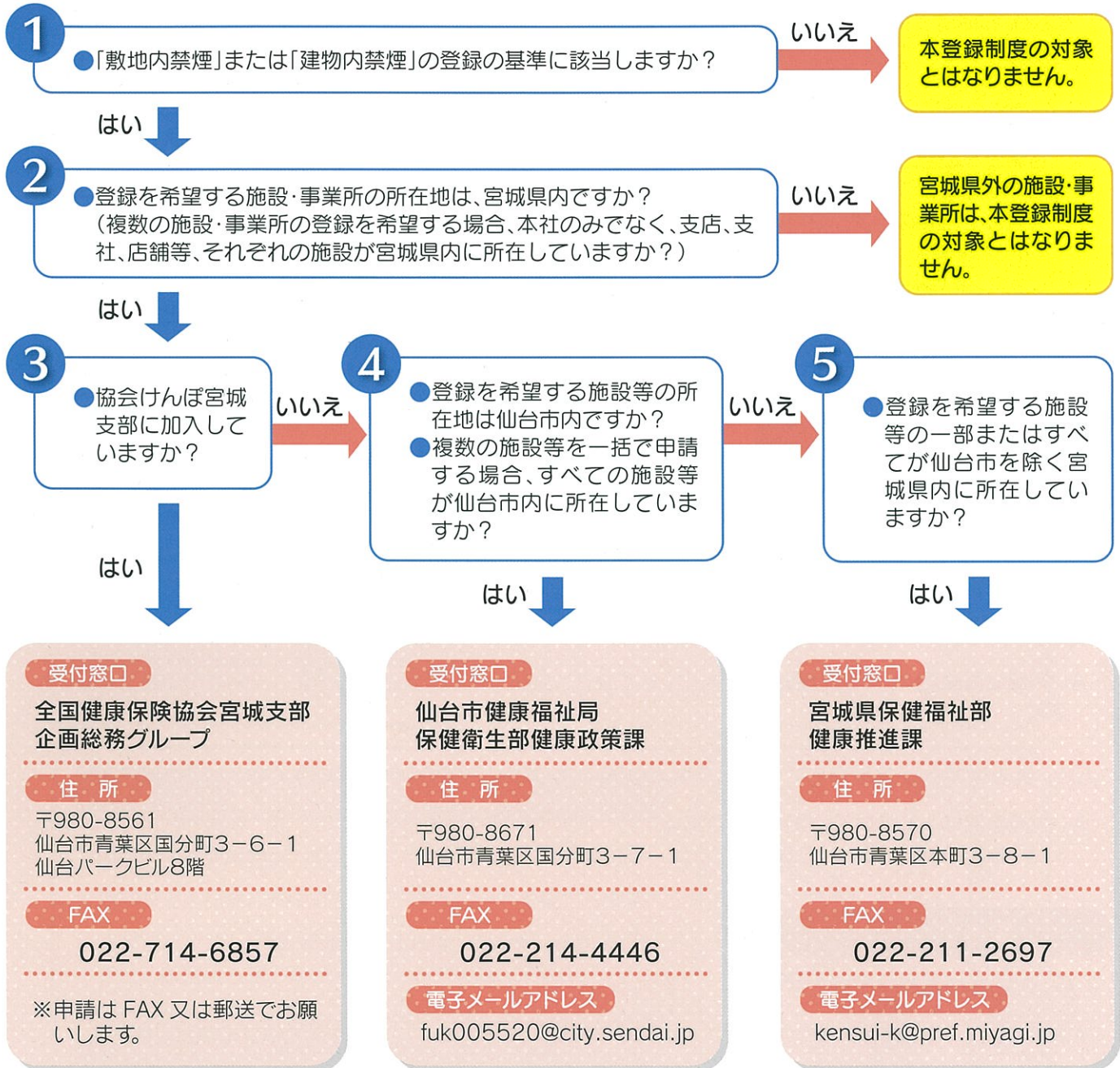
◆登録方法について

次頁の「受動喫煙防止宣言施設登録申請書」に必要事項を記入のうえ、「宮城県」「仙台市」「協会けんぽ宮城支部」いずれかにご提出をお願いします。

提出窓口については、以下の“申請フロー”をご確認のうえ、提出は“FAX”“郵送”“Eメール”いずれかの方法でお願いいたします。



◆申請フロー



- 提出前に、もう一度“申請フロー”をご確認のうえ、提出先の住所、宛先、FAX、電子メールアドレス等お間違いのないようご提出をお願いいたします。
- 必要な各種申請書は宮城県のホームページからもダウンロードできます。

宮城県 受動喫煙防止宣言施設

検索

クリック!

FAX送信

誤送信にご注意ください！

◆受付窓口をご確認ください。(該当する受付窓口の□にレ点を入れ、ご提出ください。)

受付窓口	受付窓口の確認方法
<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会宮城支部 FAX:022-714-6857 TEL:022-714-6851	←①：申請者が全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合
<input type="checkbox"/> 仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課 FAX:022-214-4446 TEL:022-214-8198	←②：上記①に該当せず、申請を行う施設のすべてが、仙台市内に所在する場合
<input type="checkbox"/> 宮城県保健福祉部健康推進課 FAX:022-211-2697 TEL:022-211-2623	←③：上記①及び②のいずれにも該当しない場合

受動喫煙防止宣言施設 登録申請書

施設・事業所名			
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
担当部署		担当者氏名	
種別	<input type="checkbox"/> 事業所（事務所） <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 宿泊施設（ホテル・旅館） <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 屋外競技場 <input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> 観覧場 <input type="checkbox"/> 遊技場 <input type="checkbox"/> 娯楽施設 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 展示場 <input type="checkbox"/> 美術館 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 商店 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設（児童福祉施設を除く） <input type="checkbox"/> 駅 <input type="checkbox"/> ターミナル <input type="checkbox"/> その他（ ）		
区分 どちらか一方に☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙	<input type="checkbox"/> 建物内及び敷地内を終日禁煙にしている。 <input type="checkbox"/> 敷地内が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示している。 <input type="checkbox"/> 建物内及び敷地内に灰皿を設置していない。 (注) 敷地内禁煙とは、上記3項目すべてに該当する必要があります。	
	<input type="checkbox"/> 建物内禁煙 (注)テナント等の場合は、管理区分内禁煙	<input type="checkbox"/> 建物内を終日禁煙にしている。 <input type="checkbox"/> 建物内が禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示している。 <input type="checkbox"/> 建物内及び出入口付近に灰皿を設置していない。 (注) 建物内禁煙とは、上記3項目すべてに該当する必要があります。	
協会けんぽ宮城支部加入状況	<input type="checkbox"/> 加入している（協会けんぽ健康保険証の記号： ） <input type="checkbox"/> 加入していない (注) 協会けんぽ健康保険証の記号は7～8桁の数字です。		
□本社・本店等のみでなく支店等も含め、一括で申請する。(該当する場合は、下記に施設・事業所数を記入してください)			
申請施設・事業所数	箇所（本社・本店等を含む） (注) 2箇所以上の施設を申請する場合は、裏面の申請施設名簿を提出願います。		

備考：該当する□の箇所にレ点を入れてください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

施設・事業所名
管理者氏名

宮城県知事 殿

受付機関名称	※	受付年月日	※	年	月	日
--------	---	-------	---	---	---	---

備考：※の欄は記入しないでください。

申請施設名簿

番号	施設・事業所名	住所	種別 ※申請書を御参照ください。	区分 ※し点を記入してください。
例	〇〇建設	〒980-〇〇〇〇 〇〇市××字△△1-2	事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
1		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
2		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
3		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
4		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
5		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
6		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
7		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
8		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
9		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
10		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
11		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
12		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
13		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙
14		〒 -		<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙 <input type="checkbox"/> 建物内禁煙

◆よくあるご質問と回答



施設の基準について

Q1 登録施設の基準はどのような根拠で定めたのですか？

A 宮城県が策定した「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」と、仙台市が策定した「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」を基準としております。

ガイドラインでは、施設ごとの方向性や目指す姿を掲げておりますが、この登録制度では、より積極的に禁煙に取り組む施設・事業所の参加を募集し、ホームページなどで情報を公表していくことで、企業の健康づくりに関するイメージアップに繋げるとともに、県民の健康づくりの観点から、社会全体で受動喫煙防止に対する環境づくりに取り組んでいくことを目的としています。

なお、ガイドラインの内容につきましては、宮城県や仙台市のホームページからご確認願います。

Q2 登録の申請書を提出した際に、基準の確認のための調査は実施されますか？

A 各施設等の自主的な取組みについて宣言をしていただくという制度の趣旨から、原則的には、申請時の調査は行いません。

ただし、虚偽の申請が疑われる場合等には、実地調査等を行う場合があります。

Q3 テナントビルに入居しており、社内は全面禁煙ですが、ビル内に喫煙所がある場合は申請できますか？

A 「建物内禁煙」の要件にある“建物内”を、自社の“管理区分内”に置き換え、3つの要件全てに該当すれば申請が可能です。

申請について

Q4 登録の際に費用はかかりますか？

A 申請に必要な通信費、郵送費等をご負担いただきますが、その他の申請手続き、登録書やステッカーの発行等に関する費用負担はありません。

Q5 本社以外の支店・支社の申請は可能ですか？

A 申請は可能です。申請の際はなるべく本社で支社・支店分を取りまとめのうえ、一括での申請をお願いします。

Q6 当社は本社が宮城県内ですが、支社が他県にあります。支社の分も申請することはできますか？

A 宮城県内にある施設等の登録制度であるため、他県に所在する支社等については、申請できません。詳しくは、中面の申請フローをご確認ください。（宮城県内にある本社または支店、支社、店舗等が申請可能です。）

提出について

Q7 FAXでの申請は可能ですか？

A 申請フローをご確認のうえ、“FAX”のほか、“郵送”“Eメール”いずれかの方法で申請が可能です。

申請や登録制度に関するお問い合わせ先

宮城県保健福祉部健康推進課
仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課
全国健康保険協会宮城支部企画総務グループ

☎022-211-2623
☎022-214-8198
☎022-714-6851

